



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.121

発行：東濃西部広域行政事務組合

海外事業者から模倣品を輸入すると関税で没収されます

これまで海外事業者から事業者が模倣品（偽ブランド品）を輸入した場合、関税で没収されていましたが、法律の改正により、個人（消費者）も対象となりました。また、模倣品と知って輸入した場合に限られていないので、知らずに輸入してしまった場合も対象となるので注意が必要です。

ネット通販で本物だと思い購入したものが、偽物の商品だったという相談事例があります。偽物だった場合、お金を支払ったのに商品が届かないということもあり得ます。消費者にとってとても身近な問題なので、ネット通販をするときには注意が必要です。模倣品を販売するサイトの特徴として「①サイト URL のブランド名が正式名称と少し異なる②日本語の表現が不自然③市価から大幅な値引きや希少な商品を販売している」などがあります。巧妙に作られていることも多いのでよく確認しましょう。



こんな相談ありました



電話で勧誘され副業のノウハウを得るためのサポート契約をした。事業者が「事業をするためのものだから事業者としての契約」と説明した。よくわからないまま、事業者という欄にチェックを入れ契約書を交わした。しかし、クーリング・オフできないと言われた。

クーリング・オフは消費者と事業者間の訪問販売や電話勧誘販売による取引が対象で、事業者同士の契約は適用除外となっています。窓口では契約書面に事業者としての契約であることが示されていても、契約者の事業の実態を考慮し、事業者契約であるかどうかを判断します。事例のように事業者契約にして消費者保護ルールを回避する手口もあります。納得でない契約は、はっきり断りましょう。

10月の相談件数

新規・継続合計

| | |
|--------|-----|
| 店舗購入 | 18件 |
| 訪問販売 | 18件 |
| 訪問購入 | 0件 |
| 通信販売 | 30件 |
| 連鎖販売 | 0件 |
| 電話勧誘 | 7件 |
| 送り付け商法 | 0件 |
| 無店舗販売 | 0件 |
| 不明・無関係 | 5件 |

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業